

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和3年（2021年）11月26日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故21件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和3年8月19日 札幌市南区在住者	令和3年7月20日、札幌市中央区双子山4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上のグレーチングにより損傷したもの	87,890円
2	令和3年8月20日 札幌市西区 有限会社ロイヤル 治療院	令和3年5月2日、札幌市中央区南6条西18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	13,923円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和3年8月23日 札幌市中央区在住者	令和3年5月29日、札幌市中央区南9条西4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	6,152円
4	令和3年8月30日 石狩市在住者	令和3年5月1日、札幌市中央区南6条西18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	25,334円
5	令和3年8月30日 札幌市中央区在住者	令和3年7月16日、札幌市手稲区稲穂5条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上のグレーチングにより損傷したもの	38,220円
6	令和3年9月1日 札幌市北区在住者	令和3年7月26日、札幌市北区屯田4条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	36,284円
7	令和3年9月10日 札幌市北区在住者	令和3年4月12日、札幌市北区新琴似12条16丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、車道上に突き出していた街路樹の枝に接触し、損傷したもの	37,613円
8	令和3年9月22日 札幌市東区在住者	令和3年5月21日、札幌市東区において、相手方の家屋が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	47,630円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	令和3年9月23日 札幌市清田区在住者	令和3年8月11日、札幌市清田区美しが丘4条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	44,383円
10	令和3年9月24日 札幌市南区在住者	令和3年9月11日、札幌市南区藤野2条11丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する樹木の実の落下により損傷したものの	33,935円
11	令和3年9月29日 恵庭市在住者	令和3年5月4日、札幌市東区北7条東9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	136,884円
12	令和3年9月29日 札幌市白石区在住者	令和3年8月31日、札幌市豊平区西岡3条8丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの	166,045円
13	令和3年10月1日 札幌市東区在住者	令和3年8月23日、札幌市東区北41条東20丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上の雨水 ^{ます} の蓋により損傷したものの	181,588円
14	令和3年10月6日 札幌市東区在住者	令和3年8月20日、札幌市白石区中央3条5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路に生えた草により損傷したものの	19,267円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
15	令和3年10月6日 札幌市北区在住者	令和3年9月14日、札幌市北区において、相手方の家屋が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	59,400円
16	令和3年10月8日 東京都港区 オリックス自動車株式会社	令和3年6月19日、札幌市南区真駒内幸町3丁目において、走行中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	179,817円
17	令和3年10月14日 札幌市清田区在住者	令和3年9月13日、札幌市清田区において、本市が管理する緑地の樹木の枝が、相手方のテレビアンテナに接触し、当該テレビアンテナが損傷したもの	187,220円
18	令和3年10月16日 札幌市西区在住者	令和3年9月20日、札幌市手稲区前田10条20丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自転車、当該道路上の境界石により損傷したもの	25,722円
19	令和3年10月20日 札幌市豊平区在住者	令和2年8月から10月までの間、札幌市豊平区において、自宅の駐車場と本市が管理する道路を出入りした相手方の自動車が、当該道路の勾配により損傷したもの	66,825円
20	令和3年10月20日 札幌市白石区在住者	令和3年9月13日、札幌市白石区において、相手方が所有するアパートが、本市が管理する公園の樹木の倒壊により損傷したもの	140,800円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
21	令和3年10月26日 札幌市北区在住者	令和3年8月23日、札幌市東区本町2条7丁目において、市立小学校の敷地内に入ろうとした相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該敷地内のグレーチングにより損傷したもの	451,926円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	令和3年10月13日 札幌市東区 さくら交通株式会社	令和3年9月3日、札幌市東区北33条東9丁目において、本市の ^{じんかい} 塵芥車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、33,946円を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件1件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	和解の概要
1	令和3年8月30日 札幌地方裁判所 令和3年(ワ)第570号 損害賠償請求事件	市内在住者	市立保育所の職員の不法行為に関し、相手方が本市に対し損害賠償を請求した事案について、 (1) 本市は、相手方に対し、本件和解金として、80万円の支払義務があることを認める。

		<p>(2) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
	市内在住者 2 名	<p>前記不法行為に関し、相手方が本市に対し損害賠償を請求した事案について、</p> <p>(1) 本市は、相手方に対し、本件和解金として、それぞれ30万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 前記(2)に同じ。</p> <p>(3) 前記(3)に同じ。</p> <p>(4) 前記(4)に同じ。</p>